

最高裁判所 御中

東京電力福島第一原子力発電所事故損害賠償請求訴訟に関する意見書

元福井地方裁判所判事部総括判事 樋口 英明



本意見書は、福島第一原子力発電所の国家賠償請求事件の原告ら訴訟代理人弁護士から令和4年6月17日の国家賠償請求事件の最高裁判決について意見を求められ、これに応じて作成したものである。

1 はじめに

2011年3月11日東北地方太平洋沖地震によって発生した福島原発事故によって、15万人を超える人々がその生活基盤を奪われ、避難の過程や避難後の絶望的な状況の中で多くの人々が生命を失った。こうした人々やその遺族が、福島原発事故によって被った損害の賠償を求めて全国各地で東京電力及び国を被告として訴えを提起した。そのうちの集団訴訟4件については、地裁高裁を通じて、すべての裁判所が原子力損害賠償法を適用した上、東京電力の責任を認め、最高裁も昨年3月に東京電力の上告を不受理にしたことにより、東京電力の責任は確定した。他方、経済産業大臣が電気事業法40条に基づく規制権限を行使しなかったことを理由として国家賠償法1条1項に基づく国に対する請求を認めるか否かについては地裁高裁で判断が分かれていたが、最高裁第二小法廷は昨年6月17日に国の法的責任を認めない判決を下した。

この最高裁判決では、三浦守裁判官だけが国の賠償責任を認めるべきであるとの反対意見を述べた。最高裁第二小法廷の中で、結論が3対1で分かれたことに

なる。

2 原発の本質

第二小法廷内で結論が分かれた最大の理由は原発の本質に対する理解の有無によるものだと考えられる。原発の発電の仕組みは、ウラン燃料の熱エネルギーで水を沸騰させ、水蒸気の力でモーターを回すという火力発電と似た仕組みであるが、次の2つの点で決定的に異なる。

原発では核分裂反応を止めても電気で水を送り続けてウラン燃料を冷やし続けない限り、原子炉が空焚きになりその結果メルtdownによって過酷事故に結びつく。原発以外の技術の多くは運転の停止によって、その被害の拡大の要因の多くが除去されるのに対し、原発は運転を停止するだけでは収束の方向に向かわず、自然災害や事故の際にも原子炉が冷温停止状態に至るまで人の厳格な管理を要するという、私たちの常識が通用しない技術である。

第2に、人が管理できなくなったときの事故の被害の大きさは比類がなく、放射能汚染による被害は一地方の存続を危うくするのみならず、我が国の存続にもかかわるほどである。現に、福島原発事故では現場の最高責任者であった吉田昌郎所長も行政の最高責任者であった菅直人総理も「東日本壊滅」を覚悟したのである。

避難計画の不備を理由として東海第二原発の運転差止請求を認容した水戸地裁令和3年3月18日判決及び福島原発事故に関し東京電力の旧経営陣に対して13兆円余の損害賠償請求を認容した東京地裁令和4年7月13日判決も上記に述べた原発の本質に対する正しい理解を示している。

すなわち、水戸地裁判決は、原発事故の被害の特異性について、事故が起きた場合には原発の安全3原則である「冷やす」「止める」「閉じ込める」を成功さ

せかつこれを継続できなければ収束に向かわず、一つでも失敗すれば被害が拡大して、最悪の場合には破滅的な事故につながりかねないという、他の科学技術の利用に伴う事故とは質的に異なる特性を認めた上で（判決書255頁）、人格権侵害の具体的危険について論じている。

そして、株主代表訴訟東京地裁判決も判決の中で「原子力発電所において、一たび炉心損傷ないし炉心溶融に至り、周辺環境に大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が発生すると、当該原子力発電所の従業員、周辺住民等の生命及び身体に重大な危害を及ぼし、放射性物質により周辺の環境を汚染することはもとより、国土の広範な地域及び国民全体に対しても、その生命、身体及び財産上の甚大な被害を及ぼし、地域の社会的・経済的コミュニティの崩壊ないし喪失を生じさせ、ひいては我が国そのものの崩壊にもつながりかねない」（判決書84頁）と判示している。

これらの判決には原発の本質に対する正しい理解があったと言える。

3 事故前の福島第一原発の状況

福島第一原発には、次の図面に示すように、敷地の南側に1号機から4号機があり、敷地の北側に5号機と6号機があった。敷地が海に若干突き出るようになっていて、敷地の南東側も海に面している。核分裂反応を停止した後に必要不可欠となる主電源は、複数経路の外部電源と建屋の地上1階又は地下にある非常用電源であった。

外部電源については耐震設計がなされていないために耐震性が低く、非常用電源については耐震設計がなされていた。福島原発の原子炉等のある敷地は海面から10メートル余りの高さにあったが、文部省の機関である地震調査研究推進本部地震調査委員会は、2002年7月、長期評価を公表し、三陸沖北部から房総

沖にかけての日本海溝寄りの南北に細長い領域に関し、マグニチュード8クラスのプレート間大地震（津波を伴う地震）がどこでも発生する可能性があるとした。そして、その可能性は今後30年以内の発生確率が20パーセント程度、今後50年以内の発生確率が30パーセント程度と推定され、その地震の規模は津波マグニチュード8.2前後と推定された（以下「本件長期評価」という）。

東京電力が本件長期評価に基づいて津波の試算を行ったところ、1号機から4号機がある敷地の南東側前面で海拔15.7メートルに達することが判明した（本件試算津波）。しかし、東京電力は本件試算津波に対する検討を行ったものの、直ちに対策を講じることなく、本件長期評価についての研究を土木学会に委託することとした。

当時、東京電力を指導すべき立場にあった保安院は、東京電力の「本件長期評価の信用性が低い」との説明を信じ、電気事業法40条に基づく規制権限を有している経済産業大臣も、津波による事故を防止するための適切な措置を講じる権限を行使しなかった。

このような状況において東北地方太平洋沖地震が発生した。



4 事故の概況

2011年3月11日午後2時46分、牡鹿半島の東南東約130キロメートルを震源とする、津波マグニチュード9.1の巨大地震が起き、東北地方の広い範囲で震度6の地震が襲い、福島第一原発の解放基盤表面にも基準地震動である600ガルを超える地震動が襲った。1号機から3号機は当時稼働中であったが、直ちにウラン燃料の間に制御棒が挿入されて原子炉が緊急停止し、核分裂反応は止まった。しかし、外部電源はすべての経路が地震による鉄塔の転倒などによって絶たれてしまい、非常用電源が始動した。ところが、地震発生から約50分後の午後3時36分ころ、15メートルを超える津波が押し寄せ、各建屋の1階ないし地下にあった非常用電源がすべて浸水し、その機能を失った。そのため、原子炉を冷やすことができなくなり、1号機から3号機までの核燃料がメルトダウン

ンした。4号機の非常用電源も機能を失い、使用済み核燃料プールが冷却できなくなったが、隣のプールから水が流れ込むという本来あってはならないことが起きる等の幾多の奇跡によって危機的な状況を免れた。なお、敷地北部にあった5号機と6号機の非常用電源は機能を失うことがなかったため、危機的な状況に陥ることはなかった。

5 本件訴訟の争点

以上の事実関係を前提に、本件訴訟においては、①本件長期評価は信用に値するものであったか否か、②仮に本件長期評価が信用できるとした場合、これを知った経済産業大臣が東京電力に対し、津波による事故を防止するための適切な措置を講じることを命じるべきであったかどうか、③仮に、適切な措置を講じることを命じたとしたら、福島原発事故は防ぐことができたのかが争われた。

6 多数意見の内容と問題点

(1) 多数意見の内容

多数意見は、①、②の争点については判断を示すことなく、仮に、経済産業大臣が権限を行使したとしても浸水による非常用電源の機能喪失に起因する事故を防ぐことはできなかったとして、③の権限不行使と結果との間に因果関係がないとして国の賠償責任を否定した。

その理由の前半の説示は、仮に、経済産業大臣が規制権限を行使した場合には、本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、防潮堤を設置することによって敷地への海水の浸入を防止することが基本となるものであったはずであり、この基本的措置では対策として不十分であるとの考え方が有力であったとはいえない（前半の理由）というものである。その後、次の趣旨の説示がされている（後半の理由）。

仮に、経済産業大臣が改善命令を出したとしても、設置された防潮堤は、南東側の津波高を15.7メートルと予想してそれにやや余裕をもって南東側の防潮堤の高さは決められるであろうが、東側の防潮堤の高さは15.7メートルよりも低く設置されたはずである。しかし、実際は東側からの津波の高さは15メートルを超えているから、仮に、経済産業大臣が規制権限を行使して、津波による事故を防止するための適切な措置を講じることを命じていたとしても、東側からの15メートルに及んだ津波は防ぐことができず、非常用電源の喪失は免れなかった。

(2) 多数意見の問題点

多数意見には次の各問題がある。

第1の問題は、多数意見が①本件長期評価の信用性の有無、②経済産業大臣は電気事業法40条所定の命令を下すべきであったかについて判断していないことである。仮に、原子炉等の重要施設がすべて破壊されるような津波が押し寄せたという事故ならば、①、②の判断は不要と言えなくはない。そのような場合ではない以上、①、②の判断を加えないと結論は導けないはずである。

第2の問題は、適切な措置を講じることを命じたとしても、福島原発事故は防ぐことができなかったということについて、前半の理由づけにも後半の理由づけにも、全く説得力がないということである。本意見書では第2の問題を中心に論じることとする。

7 多数意見の前半の理由付け（防潮堤の建設を基本とするものであったこと）について

多数意見は「本件原発事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は防潮堤の設置によって海水の浸入を防止することを基本とするものであった」として

いる。

いうまでもなく、最高裁は法律審であり、最高裁は高裁で認定された事実拘束され、独自の事実認定をすることはできない（民事訴訟法321条1項）。他方、国の責任を認めた仙台高裁、東京高裁（千葉地裁）及び高松高裁は、建屋への浸水を防ぐという水密化という津波対策の存在とその有効性を肯定しており、国の責任を否定した東京高裁（前橋地裁）においてさえ水密化の技術の存在自体は肯定している。

それにもかかわらず、多数意見が水密化技術を無視した判示をしたのは水密化技術が有効性のある技術ではなかったと認定したと考えることができる。そうすると、多数意見は民訴法321条に違反して最高裁で独自のしかも誤った事実認定をしたことになる。しかし、もう一つの可能性についても検討しなければならない。すなわち、多数意見は、民訴法321条を意識して、有効な津波対策として防潮堤建設及び水密化対策があるという高裁段階での事実認定を踏まえた上で、防潮堤建設が基本型であり、防潮堤建設に加え水密化対策をとることはいわば進化型であると位置付けて、「進化型の対策をとることまでは必要としない」との法的判断を示したという可能性である。すなわち、「基本とするもの」という言葉を謂わばマジックワードとして321条の規制をくぐり抜けたということである。多数意見が321条を無視したとは考えにくいことに加え、後記9(1)項に指摘するように三浦裁判官は多数意見に対して強烈的な批判を加えているが、それは専ら多数意見の法的判断のあり方に対する批判であって、321条に反するとの批判はなされていない。

そこで以下では、多数意見は「原発の津波対策としては基本型である防潮堤の建設で足り、進化型である防潮堤建設に加え水密化対策をとることまでは必要と

しない」との法的判断を下したものとして、この多数意見の法的判断の正当性について検討する。

多数意見の法的判断は、2項で述べた原発の本質についての基本的理解が欠けたものといわざるを得ない。原発は、人が管理して電気と水を原子炉に送り続けない限り事故となり、その事故は我が国の崩壊に繋がりがねないのである。

東京電力の経営陣も原子力行政を管理する保安院及び経済産業大臣もそのことを当然に理解していたし、少なくとも理解しておくべきであった。また、原発が2項で述べた性質を有することを前提として原子力基本法、原子炉規制法、電気事業法は制定されたはずである。電気事業法40条に基づく経済産業大臣の規制権限の行使のあり方や電力会社に対する是正措置に係る命令について法解釈をするに当たっても、この原発の本質に対する理解が大前提となるはずである。

多数意見は、福島原発事故を経験したにもかかわらず、原発の本質に対する理解を欠き、原発を火力発電所と同列に、あるいはゴミ処理場等のいわゆる迷惑施設と同列のものと捉えているといえる。例えば、大量の煙を出す施設の対策として「煙突を高くすることが基本であり、それに加えて煤煙の除去装置を設置する必要はない」という解釈は、その煙が深刻な健康被害をもたらさないということが前提となる。

我が国の四大公害裁判のうち、いわゆる「四日市ぜんそく訴訟」について津地裁四日市支部は、今回の最高裁判決から遡ること50年前の昭和47年7月24日、次のように判示し、この判決は上訴されることなく確定した。

「・・・少なくとも人間の生命、身体に危険のあることを知りうる汚染物質の排出については、企業は経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を動員して防止措置を講ずべきであり、そのような措置を怠れば過失は免れないと解すべ

き・・・」

この津地裁四日市支部判決は、原発事故の防止対策の問題について、次のように言い換えることができる。

「・・・人間の生命、身体に極めて広範囲に深刻な危険を及ぼすことが知られている放射性物質に係る事故防止については、企業は経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を動員して事故防止措置を講ずべきであり、そのような措置を怠れば過失は免れないと解すべきである」

この津地裁四日市支部判決と多数意見とを見比べると、最高裁が50年間少しも進歩していないだけでなく、退廃の匂いさえ感じられる。

「福島原発事故当時の津波対策の基本的な技術水準としては防潮堤を築くことであった。だから、防潮堤を築くという対策で足りる」とするのは、繰り返しになるが、原発の本質を全く理解しておらず、単なる迷惑施設としか捉えていない何よりの証左である。四日市ぜんそくは多くの人に重大な健康被害をもたらしたが、その被害は四日市市の南部と隣接町村に限られていた。福島原発事故による被害の規模は被災者の数からしても地域の広さからしても比較にならない。福井地裁の平成16年5月21日の大飯原発運転差止判決が示したとおり、福島原発事故は「我が国始まって以来最大の公害、環境汚染」なのである。このような極めて広範な健康被害をもたらし、国の崩壊さえ招きかねない事故の防止策として基本的な防止策ではならず、世界最高水準の技術を用いなければならないのは当然の要求といえるし、経済産業大臣の是正命令の内容となるべき世界最高の技術の中に、事故当時において既にその有効性が確認されていた水密化が含まれることは明らかである。

最高裁の多数意見が誤ったものであることは、既に50年前の津地裁四日市支部の判決によって明らかにされていたといえる。

8 多数意見の後半の理由付け（想定される防潮堤の高さ）について

多数意見は、6項(1)の後半の理由によって経済産業大臣の是正命令と福島原発事故との間の因果関係を否定した。

仮に、多数意見のとおり、防潮堤の建設だけがとるべき対策であったとしても、2011年3月以前に防潮堤は完成していたはずである。多数意見によると、建設されたであろう防潮堤は南東側が15.7メートルを超え、東側はそれよりかなり低い高低差のあるものになっていたはずだということである。

しかし、そのような高さが均等でない防潮堤を私は今まで見たことがない。津波の高さも到来する方向も完全には把握できないから、通常は、東側も高い方の南東側に合わせて、海拔15.7メートルを超える防潮堤を築くはずである。仮に、例えば南東側だけに海拔18メートル、東側は海拔12メートルの高低差のある防潮堤を築いたとして、16メートルの津波が東から到来して事故が起きたとすれば、このような防潮堤を設計した者は過失責任を問われかねないのである。少なくともこのような防潮堤が瑕疵のある土地の工作物に当たると認めることに支障はないはずである。

高低差のない防潮堤を建設するための建設費を惜しんで、瑕疵のある防潮堤を設けることを、津地裁四日市支部判決は明確に禁じていたのである。

9 三浦意見の内容と評価

(1) 三浦意見の内容

6ないし8に指摘した問題点に応える判断をしたのが三浦守裁判官である。

三浦裁判官の反対意見の要旨は、次のとおりである。

ア 争点①（長期評価の信用性）、②（経済産業大臣の義務違反の有無）について

長期評価には信用性があると判断した。そして、経済産業大臣に権限が付与されたのは原子力災害が万が一にも起こらないようにするためであり、原子力災害が起きる万が一の危険があることが判明した場合には、できる限り速やかに、この危険を回避するために是正を命ずることができるようにするためである。この観点からすると、遅くとも本件長期評価の公表から1年を経過した2003年7月頃までの間に、経済産業大臣は東京電力に対し、電気事業法40条に基づく命令を発する必要があった。その命令の内容は、法令の趣旨、目的を踏まえ、具体的な事情の下で、原子炉施設等の安全機能が損なわれることや、取り返しのつかない深刻な災害を確実に防止するために必要かつ適切な措置として合理的に認められるものを対象とすべきである。

イ 争点③（とるべき具体的措置、これらの措置をとれば事故は防ぐことができたか）について

a 防潮堤の完成前の措置

炉心又は使用済核燃料プールの冷却を継続する機能を維持するためには、非常用電源設備の機能の維持が不可欠であり、非常用電源設備は浸水に対し極めて脆弱であるから、防潮堤の設置が完了するまでの間、浸水の危険を放置することは、万が一にも深刻な災害が起こらないようにするという法令の趣旨に反することになる。したがって、津波に対し水密化等の措置を講ずる必要があった。

b 防潮堤の設置

本件試算津波によると、敷地の東側からも10m前後の津波があり、

その一部が本件敷地に遡上する可能性があったこと、津波の方向の正確な分析は不可能であること等からすると、本件敷地の南東側からだけでなく、東側からも津波が遡上する可能性を想定することは、むしろ当然というべきであり、南東側は15メートル以上で、東側だけ15メートル以下の高低差のある防潮堤の建設は考えられない。そして、防潮堤等の設置が完了していれば、水密化等の措置による防護の効果を一層確実なものとしたことが明らかであるとして、経済産業大臣が是正命令を出し、それに応じて東京電力が適切な防御手段をとっておれば事故は防げたとした。

(2) 三浦意見の評価

三浦裁判官には、原発の本質に対する明確な認識がある。三浦裁判官は、「原子力基本法をはじめとする諸法は過酷事故が万が一でも起こらないようにするための法規制にほかならず、その一環として経済産業大臣に権限が付与された法の趣旨は原子力災害が万が一にも起こらないようにするためである」との正しい理解に立っているといえる。この立場は、平成4年10月29日伊方最高裁判決の「原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないよう

にするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される。」との説示と共通するものがある。すなわち、諸法が厳しく原発の稼働を規制し、厳格な審査を要求しているのは、原発の本質に鑑み万が一の事故を防止することにあるとしているのであり、この限度では伊方最高裁判決も原発の本質に対する基本的理解において欠けるところはなかったと評価できるのである。そして、そのような解釈をとるべき根本理念としては、「生存を基礎とする人格権は、憲法が保障する最も重要な価値であり、これに対し重大な被害を広く及ぼし得る事業活動を行う者が、極めて高度の安全性を確保する義務を負うとともに、国が、その義務の適切な履行を確保するため必要な規制を行うことは当然である」との憲法の規範があることも三浦意見の指摘するとおりである。

そして、このような理念や原発の本質に対する基本的理解が欠如していた多数意見の見解は三浦裁判官にとっては到底許しがたいものであったはずである。三浦裁判官は、この点について下記（本判決文49頁）において明確に批判している。

記

多数意見は・・・上記法令の趣旨や解釈に何ら触れないまま、上記水密化等の措置の必要性や蓋然性を否定している。これは、長年にわたり重大な危険を看過してきた安全性評価の下で、関係者による適切な検討もなされなかった考え方をそのまま前提にするものであり、法令の解釈適用を踏まえた合理的な認識等についての考慮を欠くものといわざるを得ない。

上記のような不作為や懈怠に伴う不十分な認識等は、本件技術基準が求める適切な措置の必要性等を否定する根拠となるべきものではない。

上記批判は、津波による電源喪失の事故を防止するためにどのような対策をとるべきだったかは、原発の本質を踏まえた法的な分析を加えないと判断できないはずなのに、多数意見は法的な分析を放棄しているとの厳しい内容である。つまり、経済産業大臣や東京電力が「とおり一遍の事故の防止義務を負うだけ」なのか、それとも「事故を防止するために、考え得るすべてのことをなすべきである」という高度の義務を負っているかどうかは、法の趣旨や目的を解釈して分析しないと結論が出ない問題である。裁判官の本来の職務である法の趣旨や目的を分析することを放棄して、現状を肯定することは許されないという真っ当な批判を加えているものと解される。

三浦意見は、6項(2)の第1の問題（①本件長期評価の信用性の有無、②経済産業大臣の義務違反の有無）についても明確である。すなわち、本件長期評価は確立された見解に基づいて確実に予測される津波を対象とするものではなく、様々な要因による不確かさを前提に、これを安全側に考慮して深刻な災害の防止を図るという観点から希ではあるが発生する可能性のある津波を対象とするものである。万が一の事故をも防がなければならないという観点から見れば、本件長期評価がそのようなものとしての信用性に欠けるところがなければ、関係者は本件長期評価に基づく措置をとるべきことになることは、三浦意見の指摘するとおりである。

10 本判決の特徴

本判決は54頁にわたるものであるが、その内の約30頁を三浦裁判官の反対

意見が占めている。しかも、その反対意見には、法令の解釈及び事実認定まで詳細に述べられていて、その体裁は一個の完結した判決に近いものとなっている。

三浦裁判官は、多数意見の内容に承服できなかったことから、自ら判決を書いて見せるしかないと思ったのではないかと推察される。

11 多数意見と三浦意見の対比

- (1) 三浦意見は、格調の高さ、論理一貫性、具体性のすべてにおいて多数意見をはるかに上回っており、その説得力は極めて高い。また、仮に、住民らが原子力損害賠償法ではなく、不法行為責任だけを訴訟物にした場合、多数意見に従えば住民側は東京電力にさえ賠償を求めることができないということになってしまうことから、三浦意見は結論の妥当性においても優れていると言える。

裁判官の能力は自らが書いた判決の質の高さによって示されることは誰も否定できない。自ら優れた判決を書くことは極めて高い能力が求められ、裁判官である以上、定年のその日までその能力を磨き続けることが必要となる。そして、優れた判決を書くことに劣らず重要なのは、合議の裁判において、他の裁判官の意見を虚心坦懐に聴いて、自分の意見を修正することができることである。司法修習を経ただけの新任裁判官が重要事件の合議において1票を投じることができるという制度は、新任裁判官が優れた判決を書く能力を欠いていたとしても、他の裁判官の意見を虚心坦懐に聴いて、自分の意見を修正したり、意思を固めていく能力があることを前提としている。

三浦意見は極めて優れている。他の3人の裁判官には、優れた判決を書く能力が欠けていただけでなく、他の裁判官の意見を虚心坦懐に聴いて、自分の意見を修正していく能力も欠けていたということになる。しかも、三浦裁判官の反対意見は判決に近い体裁をとっているのであるから、多数意見と照合すれば

その優劣は明らかであるが、3人の裁判官にはその優劣さえも分からなかったということになってしまう。

合議を重ねたはずであるにもかかわらず、なぜ、そのようなことになってしまったのであろうか。本件訴訟は、最高裁の裁判官として、国民の側に軸足を置いて判断するのか、国や行政の側に軸足を置いて判断するのかという裁判官としての基本的姿勢が問われる事件だったといえる。

この裁判官としての姿勢は、単なる裁判官の個性の問題ではない。なぜなら、日本国憲法は裁判官に対し国民の側に軸足をおいて裁判官としての責任を果たすことを求めているからである。三浦裁判官も指摘するように、生存を基礎とする人格権は憲法上最も重要な価値である。民主主義国家における基本理念である「法の支配」とは、「国民固有の権利である人格権を最大の価値とすべきとの憲法が定めている法秩序を裁判所の手で守りなさい」という憲法の裁判官に対する命令である。

(2) しかし、3人の裁判官が裁判官としての能力に問題があったという可能性の外に、もう一つの可能性について指摘しなければならない。それは、合議が重ねられたのではなく、3人の裁判官は「結論ありき」で三浦裁判官の意見に対して聞く耳を持たなかったのではないかということである。

経済産業省を中心とする国が東京電力をはじめとする電力会社と一体となって、原発推進という国策を進めている。特に東京電力は、実質的に国有化されていることから経済産業省と一体化していること、また「五大法律事務所」と呼ばれる巨大法律事務所が東京電力から原発問題に関する弁護活動の依頼を受けて多額の利益を得ていることも広く知られた事実である。

後藤秀典氏の論考「原発国賠訴訟・最高裁判決は誰がつくったか」（経済

2023年5月号)によれば、本件について裁判長を務めた菅野博之裁判官は、この判決を下した翌月の7月に42年間にわたる裁判官生活を終えて定年退官し、翌月の8月に五大法律事務所の一つである「長島・大野・常松法律事務所」の顧問弁護士となった。同事務所の弁護士は先に述べた株主代表訴訟においても東京電力の代理人として訴訟に関与した。岡村和美裁判官は以前、その「長島・大野・常松法律事務所」の弁護士であり、草野耕一裁判官は五大法律事務所の一つである「西村あさひ法律事務所」の代表経営者から最高裁の裁判官になった人物であり、その事務所もまた東京電力と深いつながりがある。国と東京電力が利害を一致させる中、その東京電力からの依頼を受けている法律事務所が、国策について最終的な裁判をしなければならない最高裁裁判官の出身母体であり、かつ退官後の就職先にもなっているという構造が作り上げられている。ただ一人、反対意見を書いた三浦裁判官だけがその構造の中にいなかったということになる。

最高裁は、常々、下級審の裁判官に対して「常に公平らしくあれ」と言いながら、最高裁を含め42年間も裁判所にいた人物が、退官直後に、最も公平らしさを損なう行動をとっていることから、最高裁ではこのようなことが常態化しているのではないかとの疑念さえ持たれるのである。

12 本判決後の裁判

本判決の約1か月後の令和4年7月13日、東京地裁は株主代表訴訟の判決において、福島原発事故当時の東京電力の役員4名に対し、13兆円余の損害賠償金を東京電力に支払うよう命じた。論点がほぼ共通する事案であるにもかかわらず、東京地裁は最高裁の多数意見を諒とすることなく、取締役の賠償責任を認めたのである。

他方、本年3月10日の仙台高裁判決は、経済産業大臣が規制権限を行使しなかったことが重大な義務違反であるとまで認定しながらも（同判決26頁）、突然最高裁の多数意見に従って住民らの請求を棄却した。

13 結語

法律家であれば、最高裁第二小法廷における両意見の優劣、株主代表訴訟東京地裁と仙台高裁（本年3月10日）の両判決の優劣が分かるはずである。そのことは、菅野裁判官をはじめとする3人の裁判官の経歴や退官後の行動に対する疑惑と相まって、「本判決は結論ありきで論理を無視して下された」との疑念を抱かせるに十分なものである。

しかし、今後も、仙台高裁に見られるような論理性を無視して結論を最高裁の多数意見に合わせる下級審判決が出ないとも限らない。そうすると、最高裁のみならず裁判所全体に対する国民の信頼が損なわれることになる。法律家を含む多くの者が「最高裁というところは、所詮、国に付度する組織で、論理よりも結論ありきで、下級審の裁判官たちも最高裁に盲従するだけだ」と発言するであろう。そして、その声は広がってゆき、やがて司法を支えている国民からの信頼は完全に失われることになる。このような事態を收拾する最良の方法は、最高裁自らが第二小法廷の判決を改めることである。そうすることによって、令和4年6月17日の最高裁第二小法廷判決は、最高裁の中での一部の不見識者（裁判官としての能力を著しく欠く者、または利権構造の中に浸っている者）によるものであって、最高裁は今なお健全であることを示すことができるのである。